

Title	貧困の世代間連鎖を断ち切るために : ひとり親家庭への保育・学習支援を中心に
Author(s)	池上, すみれ
Citation	日本学報. 2017, 36, p. 61-86
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/67851
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【卒業論文】

貧困の世代間連鎖を断ち切るために

—ひとり親家庭への保育・学習支援を中心に—

池上 すみれ

目次

はじめに

1. ひとり親家庭における貧困と行政による支援施策

- (1) ひとり親家庭における貧困とその連鎖
- (2) 行政による支援施策の現状

2. ひとり親に対する支援の問題点：保育支援を中心に

- (1) 新聞記事による現状分析：ベビーシッターに頼らざるを得ないひとり親
- (2) 病児保育の実践事例：大阪大学病児・病後児保育室あおぞらの場合

3. 子どもに対する支援の実践例：学習支援を中心に

- (1) 子どもの進学における問題
- (2) 学習支援の実践事例：あっとすくーの場合

おわりに

はじめに

厚生労働省の国民生活基礎調査¹によると、ひとり親と未婚の子のみの世帯数は、およそ362万世帯である（2013年6月6日現在）。ひとり親と未婚の子のみの世帯数は、1992年は199万世帯、2004年は277万世帯であり、国民生活基礎調査が初めて行われた1986年から2013年に至るまで、その数は増加の一途をたどっている。同調査における、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率²は、大人が

2人以上いる世帯が12.4%であるのに対し、大人が1人の世帯は54.6%であり、ひとり親家庭の2世帯に1世帯は所得中央値の半分を下回る所得しか得ていないことが明らかになっている。経済協力開発機構（OECD）が2014年に発表した「貧困率の国際比較（Family database “Child poverty”）（2010年）」によると「大人が一人の子どもがいる世帯」における日本の相対的貧困率³は、OECD加盟国34か国中33位⁴である。

このように、ひとり親家庭の相対的貧困率が高い、すなわちひとり親家庭が貧困に陥ってしまう背景として、子育てをする親が働きやすい就労環境や働く親が子どもを預けられる保育環境が整えられていないという現状があるのではないだろうか。それゆえ、働いても貧困から抜け出すことができない、もしくは働くことができないという状況に陥ってしまう。そして、子どもが勉学に励んだり、進学したりできるような家庭環境を作ることができなくなってしまう、という貧困の世代間連鎖があるのではないかと考えた。そこで、本論文ではとくに保育と子どもの学習という2点に着目し、ひとり親家庭の現状と、貧困の連鎖を断ち切るために行われている支援を明らかにし、必要とされる支援について考察したい。

本論文の構成は以下のとおりである。まず第1章では、なぜひとり親家庭は貧困に陥りやすいのか、そして、そのようなひとり親家庭に対して行政はどのような施策を行っているのかということについて、先行研究や厚生労働省の作成した資料に基づ

いて述べる。第1節では、ひとり親家庭のなかでも、とくに母子家庭が貧困に陥りやすい原因として、女性と貧困の関係について先行研究をもとに言及する。また、子どもの貧困や、貧困の世代間連鎖についても先行研究をもとに述べる。そして第2節では、ひとり親家庭等の自立支援策のおもな事業の概要とその利用状況について述べる。次に第2章では、ひとり親家庭の親に焦点を当て、保育に関する事例を挙げる。まず第1節では、新聞記事をもとに子育てに関する3つの事例をみていく。そして第2節では、保育支援の実践事例として、大阪大学の病児・病後児保育室において行った聞き取りの内容に即して、利用者にまつわるエピソードを紹介する。そして第3章では、ひとり親家庭の子どもに焦点を当て、子どもに対する学習支援について述べる。まず第1節では、先行研究や、厚生労働省による調査とその分析結果をもとに、子どもの学習意識や希望する進路、親の進路期待等についてみていく。次に第2節では、学習支援を行っているNPOについて紹介する。さらに、筆者が実際に携わっている学習支援について、活動の記録として紹介する。以上のように、本論文では、保育と子どもの学習という2点に着目し、ひとり親家庭の現状と、貧困の連鎖を断ち切るために行われている支援を明らかにし、必要とされる支援について考察を行う。

なお、本論文では、国民生活基礎調査における「ひとり親世帯」の定義にならい、「ひとり親家庭」を「死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(または男/配偶者が長期生死不明の場合を含む)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯」と定義する。

1. ひとり親家庭における貧困と行政による支援施策

本章では、なぜ、ひとり親家庭は貧困に陥りやすいのか、そして、そのようなひとり親家庭に対して、行政はどのような施策を行っているのかということについて、先行研究や厚生労働省の作成した資料に基づいて述べる。

(1) ひとり親家庭における貧困とその連鎖

本節では、ひとり親家庭のなかでも、とくに母子家庭が貧困に陥りやすい原因として、女性と貧困の関係について先行研究をもとに言及する。また、子どもの貧困や、貧困の世代間連鎖についても先行研究をもとに述べる。

まずは女性の貧困についてみていこう。厚生労働省の「平成26年賃金構造基本統計調査」によると、日本の男女賃金格差は、男性一般労働者⁵の賃金を100%としたときに女性一般労働者賃金は72.2%と発表されている⁶。また、2012年、OECDは、子育てしながら働く女性と男性の給与の格差が日本は先進国中最悪とする報告書を発表した。2008年を中心に先進国の25歳から44歳のフルタイムの母親の給与を調べたところ、日本は同世代の男性の39%で、欧米各国や韓国を含む30カ国の中で最も差が大きく、各国平均の78%を大きく下回ったという[竹信2013:54]。

このような男女の賃金格差は「男性稼ぎ主型家族」が日本社会の標準的な家族とされていることに起因している。男性が稼ぎ主となることが標準とされ、女性は専業主婦となるか、家計補助的に働くようにさまざまな制度が設計されているのである。すなわち、男性は安定的な雇用と家族を支える賃金と、社会保障を得られるように設計されている。家族を支える賃金には、子どもの教育費や住宅ローンを払うような賃金も含まれていると考えられる。また、この男性世帯主が働けなくなった場合、傷病、失業、老齢による退職などのリスクに応じて、妻子も保障されるようになっている。それは税制でも配慮され、税の所得控除も家族を支えるようになっており、年収103万円以下で働く配偶者をもつ稼ぎ手には配偶者控除が適用されている。さらに年金制度でも、男性が厚生年金に加入し、妻は夫に扶養され、(年収130万円以下等の条件で)保険料を徴収されることのない存在であるカップルが標準とされてきた[赤石2014:122-125]。

こうした制度もあり、パートで働く女性の賃金は年収130万円以下に低く抑えられ、家計補助的な賃金しか得られなくなってしまっている。この賃金格差が、夫と別れて暮らすようになったシングルマ

ザーの生活を直撃するのである。シングルマザーは男性稼ぎ主に頼ることなどできないからである。そもそもこの男性稼ぎ主型システムが完成した1980年代半ばには、これほどまでに離婚が増えることは考慮に入れていなかったか、あるいは離婚したあとの母子家庭のことも考慮に入れてシステムを構築すべきだとは考えられていなかった。当時の社会では、シングルマザーがどう生きるかという問題は、例外的問題とみなされ、そもそも真剣に検討されていなかったのである〔赤石 2014：125-127〕。

2008年以降、注目を集めるようになった「派遣切り」報道は、ワーキングプアの男性の増加を人々に見せつけた。「ワーキングプア」とは、週40時間の法定労働時間、めいっぱい働いても経済的自立が難しい「働く貧困者」を指す。その根には、「元祖ワーキングプア」とも言える、夫がいるから自立できない低賃金でもいいとされてきた女性たちの存在があった。ずっと以前から、多くの女性たちは、働いても経済的自立ができないことが当たり前とされてきたのである〔竹信 2013：46-47〕。

では、次に、子どもの貧困について見ていこう。子どもの相対的貧困率は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にあり、2009年には15.7%となっている。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は14.6%であるが、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%となっており、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。OECDによると、日本の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34か国中10番目に高く、OECD平均を上回っている。さらに、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高い⁷。

これらのことからわかるように、日本の子どもの貧困率は決して国際的に低いレベルではないのである。そしてなかでも、母子世帯の子ども、0歳から2歳の乳幼児、若い父親をもつ子ども、多子世帯の子どもの貧困率が非常に高いということが、子どもの相対的貧困率に関するさまざまな推計から明らかになっている。とくに心配なのは、0歳から2歳、つまり乳幼児を抱える世帯の貧困率の増加である。乳幼児を抱える世帯の貧困率が悪化しているという

ことは、それよりも年齢が上の子どものいる世帯の貧困率が悪化していること以上に懸念される。なぜなら、アメリカなどにおける子どもの貧困研究⁸によると、0歳から2歳時点での貧困が、子どもの健康やIQなどその時点での成長に対する影響が一番大きく、また、子どもが成人してからの学歴達成度などをみても、この時期の貧困がほかの子ども期の貧困よりも大きく影響しているからである〔阿部 2008：70-71〕。

親が子どもを育てる環境が、家庭の経済状況によって大きく左右されていることを示すデータがある。松本伊智朗札幌学院大学教授らは小学校2年生、5年生、中学2年生の子どもを持つ親を対象として、子育てと所得の関係の調査を行っている（サンプル数1023、調査年2001年）。「休日に子どもと十分に遊んでいる」と答えた親の比率は、年収1000万円以上の親では38.7%、年収200万円以下の親では26.8%である。「子どものことで相談相手が家族の中にいない」とした親は年収200万円以下では19.6%であるのに対し、年収700万円以下では4.7%、1000万円以上では0%である。「病気や事故などの際、子どもの面倒を見てくれる人がいない」とする親も、年収200万円以下だと16.7%、1000万円以上だと9.4%である〔阿部 2008：6-7〕。

すべての親は一生懸命に「温かい家庭」を築こうとするのであろうが、親の年収によって、子育ての環境は大きく異なっているのである。相談相手もいない、いざという時に支援してくれる人もいない、休日もゆっくりと子どもと過ごせない、という状況であれば、「温かな家庭」で「のびのび」と子どもが育つことが困難になってくる。もちろん、すべての低所得の家庭がそうであるわけでもないし、これはあくまでも「確率」の話であるが、低所得の世帯に子育てに問題を抱えている親が偏っていることは疑いの余地がない〔阿部 2008：7〕。

また、子ども期の貧困は、子どもが成長した後も継続して影響を及ぼしている。つまり、子どもが貧困状態で育つことは、その子どものその時点での学力、成長、生活の質などに悪影響を与えるだけでなく、その子どもが一生背負っていかねばならない「不利」な条件として蓄積されるということである

ある〔阿部 2008 : 24〕。いちばんよく語られる貧困の連鎖の「経路」⁹は、「子ども期の貧困→低学歴→非正規労働→現在の低所得→現在(成人)の生活困窮」というものであるが〔阿部 2014 : 69〕, 子ども期の貧困というのは, 容易にはあとで解消することのできない「不利」なのである〔阿部 2008 : 24-25〕。

母子世帯の子どもが, 低所得状態にある家庭で成長することで, 社会人として自立するために必要な教育や技能を身につける機会を逸したり, 修得する意欲を失ったりすると, その子ども自身も低所得の労働者となり, 彼ら・彼女らの結婚や子育てに影響してくる恐れがある。これが「貧困の世代間連鎖」である〔阿部 2008 : 140〕。

本節では, 女性の貧困や子どもの貧困について, 先行研究をもとに述べた。また, 先行研究をもとに, 貧困の世代間連鎖について, 女性の貧困が子どもの貧困につながることで, そして, 子ども期に貧困であることでさまざまな「不利」が積み重なること, さらに, 大人になってもなかなか貧困から抜け出すことができず, 次の世代に貧困が引き継がれてしまう, ということを明らかにした。次節では, ひとり親家庭等の自立支援策の主な事業の概要とその利用状況について述べる。

(2) 行政による支援施策の現状

本節では, ひとり親家庭等の自立支援策の主な事業の概要¹⁰とその利用状況¹¹について述べる。ここでは, 保育と教育支援に関連した大きく5つの事業に言及する。

まず1つ目は, 母子・父子自立支援員による相談・支援である。これは, 母子及び父子並びに寡婦福祉法¹²に基づき, 都道府県知事や市長, または福祉事務所を設置している町村長が各福祉事務所に母子・父子自立支援員を委嘱しているものである。2013年度末現在, 常勤427人, 非常勤1217人, 計1644人の母子・父子自立支援員が置かれている。母子・父子自立支援員の職務としては, ひとり親家庭や寡婦¹³に対し, 母子及び父子並びに寡婦福祉法や生活一般についての相談・指導, 職業能力の向上や求職活動など就業についての相談・指導, その

他自立に必要な相談・指導, そして母子父子寡婦福祉資金¹⁴の貸付に関する相談・指導が挙げられる。母子・父子自立支援員に関しては, 母子家庭で95.3%, 父子家庭で98.3%が利用したことがなく, そのうち母子家庭で48.7%, 父子家庭で45.8%が制度を知らなかったと回答している。

次に2つ目は, ひとり親家庭等日常生活支援事業である。これは母子家庭や父子家庭, 寡婦が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備することを目的としている事業であり, 1975年度に創設された。実施主体は都道府県や市町村であるが, 直接実施している都道府県・市町村は少数であり, 母子寡婦福祉団体に委託しているケースがほとんどである。また, 実施していない都道府県・市町村も多数ある。支援の対象となるのは, 一時的に家事援助, 保育のサービスが必要な者であり, 具体的には技能習得のための通学や就職活動, 病気, 事故, 冠婚葬祭, そして出張の場合などである。家庭生活支援員が行う支援としては, 乳幼児の保育や食事の世話, 身の回りの世話, そして生活必需品等の買物が挙げられる。この事業を利用するにあたって, 通常であれば1時間当たり, 子育て支援で150円, 生活支援で300円の利用料が発生するが, 児童扶養手当支給水準世帯¹⁵の場合, 子育て支援で70円, 生活支援で150円と利用料はおおよそ半分になり, さらに, 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の場合, 子育て支援, 生活援助ともに無料で利用することができる。家庭生活支援員に関しては, 母子家庭で98.5%, 父子家庭で97.8%が利用したことがなく, そのうち母子家庭で54.3%, 父子家庭で43.7%が制度を知らなかったと回答している。

そして3つ目は, ひとり親家庭等生活向上事業である。この事業は, 生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として, 1996年度から地方公共団体が実施している, ひとり親家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うものである。これはおもに以下の5つの事業から成り立っている。その5つとは, (1)ひとり親家庭が生活の中で直面する困難に対して相談・支援を実施する〈ひとり親家庭等相談支援事業〉, (2)育児や, 母親・児童の健康管理など, 生活支援に関する

講習会を開催する〈生活支援講習会等事業〉、(3)ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる児童訪問援助員（ホームフレンド）を家庭に派遣し、児童の悩みを聞くなどの生活面の支援を行う〈児童訪問援助事業〉、(4)ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けたりすることができる大学生等のボランティアを家庭に派遣する〈学習支援ボランティア事業〉、(5)ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談したりし合う場を設ける〈ひとり親家庭情報交換事業〉である。2012年度における各事業の実績の延べ件数は、(1)ひとり親家庭等相談支援事業が11,877件、(2)生活支援講習会等事業が17,333件、(3)児童訪問援助事業が772件、(4)学習支援ボランティア事業が638件、(5)ひとり親家庭情報交換事業が435回となっており、ひとり親家庭等生活向上事業全体での実施自治体数が813か所であることから、(3)、(4)、(5)の各事業は積極的に行われているわけではないことが読み取れる。

さらに4つ目は、母子生活支援施設である。これは、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。18歳未満の児童とその保護者が対象であるが、児童が20歳に達するまで在所させることができる。この施設への入所は、都道府県や市、福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。施設内には各母子世帯の居室のほか集会・学習室があり、母子支援員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、調理員、そして嘱託医が置かれている。そして、全国258か所の施設に3,654世帯が入所している（2013年10月1日現在）。母子生活支援施設に関しては、母子家庭の98%が利用したことがなく、そのうち41.1%が制度を知らなかったと回答している。

最後に5つ目は、子育て短期支援事業である。これは、母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することを目的として市町

村が実施している、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を預かる事業である。これには、(1)保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾病児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に児童を一時的に預かる〈短期入所生活援助（ショートステイ）事業〉と、(2)保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合や、その他緊急の場合において、その児童を保護し、生活指導や食事の提供等を行う〈夜間養護等（トワイライトステイ）事業〉の2種類がある。(1)短期入所生活援助事業の実施か所数は、2004年度から2013年度までの10年間で364か所から678か所へと年々増えており、(2)夜間養護等事業も同様に134か所から364か所へと年々増加の一途をたどっている。なお、両事業とも母子家庭以外の利用者も利用可能である。(1)短期入所生活援助事業に関しては、母子家庭で98.8%、父子家庭で99.3%が利用したことがなく、そのうち母子家庭で54.6%、父子家庭で49.9%が制度を知らなかったと回答している。また、(2)夜間養護事業に関しては、母子家庭で99.4%、父子家庭で99.5%が利用したことがなく、そのうち母子家庭で57.6%、父子家庭で49.8%が制度を知らなかったと回答している。

ここまで、ひとり親家庭に対する保育支援や子どもの教育支援に関するおもな事業の概要とその実施状況や利用状況を見てきた。今回取り上げた事業に関してはすべて、母子家庭・父子家庭ともに9割以上の世帯で利用経験がなく、また、そのうち約4割が制度自体を知らなかったということが明らかになった。これらのことから、認知度の低さはこれらの事業における課題のひとつであると言える。しかし、現実としては、制度の認知度が高まり利用希望が殺到した場合、人手や財源が不足し、十分に機能しなくなってしまうということが考えられる。そのような事態を回避し、なおかつ認知度が低いという現状を改善するためには、NPO団体や企業等にこれらの事業を委託するというのもひとつの方法として考えられるのではないだろうか。このことに関連し、

本論文の第2章・第3章では、行政以外で支援に取り組んでいる事例や、行政から委託を受け支援に取り組んでいる事例について紹介する。

2. ひとり親に対する支援の問題点：保育支援を中心に

本章では、ひとり親家庭の親に焦点を当て、保育に関する事例を挙げる。まず第1節では、新聞記事をもとに子育てに関する3つの事例をみていく。次に第2節では、保育支援の実践事例として、大阪大学の病児・病後児保育室において行った聞き取りの内容に即して、利用者にもつわるエピソードを紹介する。

(1) 新聞記事による現状分析：ベビーシッターに頼らざるを得ないひとり親

本節では、新聞記事をもとに子育てに関する事例をみていく。とくにベビーシッターに関連する3つの事例を紹介し、なぜシッターに頼ってしまうのかについて考察を行う。また、シッターに頼らざるを得ない現状を明らかにしたうえで、乳幼児の保育支援として何が求められているのかについて考察を行う。

まずはじめに取り上げるのは、2014年3月に起きた事件である。

横浜市磯子区の20代女性がベビーシッターに預けた幼い長男と次男の行方が分からなくなり、神奈川県警は17日、埼玉県富士見市東みずほ台にあるベビーシッターの関係先のマンション一室で、2人とみられる男児を発見し、うち2歳の長男とみられる男児が死亡しているのを確認した。8カ月の次男とみられる男児は病院で手当てを受けている。神奈川県警は、ベビーシッターの20代男性から事情を聴いている

(『毎日新聞』2014年3月17日)。

母親である20代女性はシングルマザーであり、週2回、午後8時から午前0時ごろまで飲食店で働いていた。普段ならば、同居する女性の父親が長

男(当時2歳)と次男(当時8か月)の面倒を見てくれるが、ホワイトデーということで店はかき入れ時であり、仕事が延長して帰りが遅くなるため、頼めなかったという。そこで、インターネット上で保育サービス業者と利用者を結びつけるマッチングサイトを利用し、「夜勤なのでお泊まり保育をお願いします」と書き込み、14日の夜から2泊3日の予定で2人を預けたのである。横浜市には市営の24時間保育園があり¹⁶、女性はその存在を知ってはいたものの、事件当時は忘れていたという。また、近くの地域子育て支援拠点でも、壁に掲示された行政からのお知らせや子供支援の情報は見ていたが、夜間保育の情報はなかったという。

これらのことから、行政の広報の弱さがうかがえる。子育て支援の拠点にある掲示物のなかにさえ、夜間保育の情報がなかったということは、知ってもらう努力の不足を表しているのではないだろうか。また、市営の24時間保育園の存在を知ってはいたものの、実際に追い込まれた場合に思い浮かばないということは、行政は女性にとって、困ったときに助けを求められる存在になり得ていなかったということであろう。以下、この事件に関連し、2つの事例を挙げる。

大阪府に住む29歳の女性は、25歳のとき、夫の暴力や借金が原因で離婚し、当時2歳と3歳の息子を育てるシングルマザーとなった。朝から7時までは美容関連の仕事をし、夜9時から午前1時までは飲食店でアルバイトをしていた。そんな女性が子どもを預けるときに頼ったのはネット上のシッターサイトであった。なぜなら、当時の飲食店のアルバイト代は時給1,000円であり、それより安く預けたかったからである。女性は「安いシッターはネット上でしか見つけられなかった」と当時を振り返る(『朝日新聞』2014年7月26日)。

次に挙げるのは、東京都に住む医療従事者のシングルマザーの女性(35歳)である。女性が以前勤めていた職場では、娘が熱を出した際、休みを申し出ると「やっぱり仕事は、子どもがいない人に頼んだほうがいい」と言われたという。そんななか、2014年3月に娘がインフルエンザにかかってしまった。病児保育などさまざまな施設に当たったが、

たらい回しにされるばかりだったという。そして、わらにもすがる思いでたどり着いたのはベビーシッター紹介サイトであった。子育て中の女性を要望したが、結局、アルバイトの女子大学生に預けることになり、2日間で5万円かかったという（『朝日新聞』2014年8月1日）。

これら2つの事例から、安いということを理由に、ネット上のシッターサイトを利用する人がいるということ、そして、公的機関では相手にされず、シッターサイトを利用せざるを得ない人がいるということが明らかになった。

では、まず大阪府の女性の事例から、安さという点に注目してみよう。夜間に子どもを預ける場合、第1節で見たように、行政では夜間養護等事業を行っている。大阪府内¹⁷においては、利用料は1日当たり750円に設定している市が多く見られ、それらの市では、宿泊する場合においても、利用料はさらに750円を加算した1500円となっている。この利用料は、シッターを雇うよりもはるかに安いことができる。

では、なぜシッターに預けるのだろうか。それは、シッターの方が手軽であること、そして、条件が一致しやすいことが理由であると考えられる。サイトの利用者の中には、「(シッターは)行政でも紹介しているが、事前予約が必要だったりするので共働きで忙しい世帯には(サイトのシッターは)便利」(2014年3月18日『毎日新聞』、()内は引用者による補足)や、「無料で条件を絞り込めるサイトはありがたかった」(2014年3月19日『毎日新聞』)と語る人もいる。これに対し、夜間養護等事業を利用するには、市役所を訪れ、手続きをしなければならぬ場合がほとんどである。施設で直接登録する制度を採用している市であっても、住民票等の書類が必要となるため、市役所を訪れなければならない。行政による事業である以上、これは仕方のないことではあるが、インターネットを利用してシッターを探すことと比較すれば、面倒に感じる人は多いだろう。また、インターネットでは24時間申請できるのに対し、市役所は受付時間に限りがあるため、出向く時間がなかなか取れない家庭も多いのではないだろうか。さらにこの事業には、6か月以内という

利用期間を定めている市や、利用時間を午後10時までと定めている市も複数見られた。この利用期間・利用時間の制限も、夜間養護等事業を利用しない、もしくはできない理由のひとつであると言える。

では、次に東京都の女性の事例を見ていこう。女性が預けることになったシッターは、前述した、サイトを利用したシッターの利点とは異なり、希望の条件には一致しておらず、また、決して安いわけでもない。しかし、子どものインフルエンザが急なできごとであったこと、そして子どもがインフルエンザという、普段とは異なる状態であったことから、子どもを預けられる公的施設が見つからず、サイトを利用したシッターに頼らざるを得なかったのである。施設に預ける場合、預かる施設側としては、他の子どもに対する配慮も必要となるため、インフルエンザにかかっている子どもを預かることができないのは仕方がないことであろう。この場合、必要となるのは、1対1で保育できる環境である。つまり、それがシッターであり、信頼性を考慮すれば、行政によるシッター制度、すなわち、各地方公共団体にシッター制度を設けることが必要とされているのではないだろうか。

2015年より、ベビーシッターの専門性を高めることを目的として、厚生労働省によるベビーシッター資格認定制度が始まっている。この制度がベビーシッターの制度を整備する上での第一歩となり、一刻も早く、認定シッターの利用制度が普及することを期待したい。

本節では、ベビーシッターに関連した3つの事例を紹介した。これらの事例から「安い、手軽である、そして条件が一致しやすい」という理由により、インターネット上のサイトを利用したシッターに頼ってしまうひとり親家庭の現状を明らかにした。そして、第1章第2節において挙げた夜間養護等(トワイライトステイ)事業と関連づけ、乳幼児の保育支援において求められるものは、利便性と信頼性が高く、そして低価格で利用することのできる行政主導の認定シッターであろうと結論づけた。次節では、保育支援の実践事例として、大阪大学の病児・病後児保育室において行った聞き取りの内容に即して、利用者にまつわるエピソードを紹介する。

(2) 病児保育の実践事例：大阪大学病児・病後児保育室あおぞらの場合

前節では、ベビーシッターに関連した3つの新聞記事から、インターネット上のサイトを利用したシッターに頼らざるを得ない、ひとり親の直面する保育に関する現状について述べた。取り上げた3つの事例のうち事例3に関連し、病児保育に興味を持ったため、大阪大学内にある病児・病後児保育室「大阪大学病児・病後児保育室あおぞら」(以下「あおぞら保育室」)において聞き取りを行った。第1節で見た記事のような事例は、問題視されていたり、事件として扱われていたりするがゆえに、新聞に掲載されていると考えられる。保育の現場の実態としては、そういうことがすべてではないのではないかと考え、現場のリアルな声を聞きたいとの思いから、聞き取りを行うに至った。本節では、あおぞら保育室の概要を紹介したうえで、聞き取りの内容に即して利用者にもつかわるエピソードを紹介する。

なお、あおぞら保育室に関して、聞き取りを行った時点で「これまでにひとり親の利用はない」とのことであるため、聞き取り自体はひとり親との直接の関連性はない。しかし、当保育室は夫婦共働きでなければ利用登録をすることができないため、利用者は働きながら子育てをしている人ばかりである。その点において、ひとり親と共通していると考えたため、本節では当保育室におけるエピソードを中心に論じていく。聞き取りは2015年9月7日、午後4時30分から午後6時まで、あおぞら保育室にて行った¹⁸。聞き取り対象はあおぞら保育室で働く保育士と看護師各1名であり、あおぞら保育室開設に携わった教授が途中まで同席していた。また、以下に述べる聞き取り内容に関しては、後日、メールにて詳細を聞いたものも含まれる。

それでは、まず、聞き取りを行った保育室について述べておこう。あおぞら保育室は、2015年4月、大阪大学医学部付属病院看護師宿舎4号棟1階にて開設された。利用対象となるのは大阪大学の教職員¹⁹(常勤・非常勤)の子どもでもあり、対象となる年齢は生後6か月から小学校就学前までである。利用日・利用時間は月曜日から金曜日²⁰の午前8時から午後6時までで、1時間当たりの利用料金は

500円である²¹。預かりの有無に関係なく、保育士と看護師各1名が常駐しており、施設内には保育室2室、隔離室1室の計3室あるため、1日当たり3名が定員となっている²²。

では、次に、利用までの流れについて確認しておこう。まず、利用日の10日前までに利用登録²³(無料)が必要である。病気発症後、保育室に電話で空き状況を確認し、利用予約を行う。予約は利用希望前日の午後6時までだが、定員に空きがある場合のみ、当日の午前11時まで受付可能である。その後、医療機関を受診し、医療機関にて記入してもらう「病児・病後児保育室診療情報提供書」を持参することで、保育室の利用が可能となる。このような、事前に受診が必須である制度に関して、あおぞら保育室で働く保育士は以下のように話していた。

保育士：あおぞら保育室は安全面が厳しいと思います。保育室に入る前に保護者の方が一度病院に連れて行き、診療情報提供書をお医者さんに書いてもらわなければ預かることができないというルールがあるので、あおぞら保育室は受入れ基準の設定が高いと思います。

このような受入れにおけるルールに関しては、大学病院が中心となり、安全面を考慮して設定したものであるという。あおぞら保育室は医者が常駐している保育室ではないため、安全面を考えれば当然のことであろう。しかし、預ける側の立場から考えると、預けるためには一度医者に診てもらわなければならない。そのような意味で、あおぞら保育室は預けるための受入れ基準の設定が高いといえるだろう。

また、保育士は、あおぞら保育室について次のような印象も語っていた。

保育士：あおぞら保育室は就労支援の色が強いと思います。ここでいう「就労」というのは、今まで大学にいらっしゃった方が出産して、そのまま家庭に入るのほもったいない。もっと今まで勉強してきたことを活かしてほしい。そのためにこ

ういう施設もありますよ、というかたちで、大学に戻って来やすくする、というものです。

ひとくちに「病児保育」と言っても、単独型や医療機関型、保育所型などさまざまな形態がある。あおぞら保育室がそれらのどの形態でもなく、特殊な形態をとっているゆえんは、「就労支援を目的に設立された」ことも関連しているであろう。このことに関連して、保育室開設に携わった教授は以下のように話していた。

教授：あおぞら保育室に限らず、学内保育園の果たすべき役割として、養護と教育という2点があると考えています。あおぞら保育室は病児保育室であるため、養護の色が強いです。そして、病気の子どもを預かることは、保護者が仕事に行くことの手助けとなるため、そのような意味で「就労支援の色が強いです」と言えると思います。ただし、子どもの具合が良くなれば、本を読むなどということをして教育の役割を担うこともあります。

では、実際の利用者のエピソードについて述べる前に、登録や利用を断った件について述べておこう。まず、保護者が利用対象²⁴ではなく、登録を断った件が3件あったが、うち1人はその後資格を得て、2015年9月18日現在は登録しているとのことである。また、その3件のほかに登録を断った事例として、子どもが6か月未満であった事例が2件あったが、こちらもうち1人は月齢が基準に達したため、2015年9月18日現在は登録しているとのことである。

次に、利用を断った件について述べる。5月に、定員に達したために断った事例が3件あった。ただし、3日とも感染症受け入れ体制のために定員を2名にしていたという。この件に関しては、当日キャンセルの可能性もあるため当日の朝8時に電話受付可能かもしれないという旨を伝えたが、電話はかかってこなかったという。また、6月には、受入れ基準になっていないために予約時に断った事例が2件あった。1件目の疾患はヘルパンギーナであり、6

月時点の基準では「解熱後24時間経過していれば利用可能」であったが、高熱時の予約であったという。また、2件目の疾患は手足口病であり、6月時点での基準では「発疹、水泡の消失後利用可能」であったが、発疹の出始めでの予約だったという。あおぞら保育室では、2015年8月1日から受入れ基準を改定しており、6月の2件の事例に関しては、いずれも改定後の基準では預かり可能である。そして、7月には、入室時に断った事例が1件あった。入室時の体温が基準を超えていたためだが、この件の詳細に関しては後述する。さらに、8月にも1件、予約時に断った事例がある。当日の予約は午前11時までという規定があるが、12時20分ごろに予約の電話があったからである。この件についても詳細は後述する。

ここまで述べた、利用を断った件について、定員超過によって断った5月の事例に関しては、保育士が「保護者のなかからは、定員を増やしてほしいという声も出ているのですが、病院の先生は、まだ開設したばかりなので、もう少し長い期間、利用状況を見たいということで、定員を増やすという話はないことになりました」と話していたように、保育室のスペースや予算の問題も関わってくるため、簡単に定員を増やすことはなかなかできないようである。しかし、受入れ基準に達していないために断った、6月の2件に関しては、その2件における疾患を含む複数の病状や症状について、2015年8月1日以降、受入れ基準が緩和されている²⁵。さらに、予約を断った8月の事例に関連し、当日の予約締切時間を見直すことが大学にて検討されているという(2015年9月7日時点)。これらのことから、利用する保護者や、保育室で働く保育士・看護師の声を汲み取りながら、より利用しやすい保育室となるよう、ルールの改善が積極的に検討されている様子が見えてくる。

さて、ここからは、実際の利用者のエピソードをみていこう。

保育士：あおぞら保育室には、経済的に余裕のある家庭の方がたくさんいらっしゃっていると感じます。あおぞら保育室はできたばかりで、

その前から保護者の方は働いてらっしゃるし、子育てしてらっしゃるので、子どもが熱を出したとき、この方法、この方法、といろいろ持ってらっしゃる方が多いです。

保育士がこう語るように、あおぞら保育室を利用するには、夫婦どちらかが大阪大学の職員であり、さらに、夫婦共働きである必要があるため、利用者は比較的、経済的に余裕のある人が多いと考えられる。また、以下のようなエピソードもあったという。

保育士：お預かりした日、子どもさんの熱が9度を超えて「今、9度を超えています。お仕事終わり次第来てください」という電話をしたときに、すぐには行けないとおっしゃっていたので「本人はぐったりはしてないので、このまま様子を見ますね」と言ってお預かりしていました。そして、お迎えに来られたときに、「今、仕事の段取りをしてきて、明日は休めるようにしてきました」とおっしゃったので翌日はお預かりしなかったこともあります。パートさんではなかなかそこまでできないと思うのですが、自分で段取りができる仕事をしてらっしゃるということで、経済的・時間的に余裕があるなと思いました。

このエピソードに関連し、あおぞら保育室の開設に携わった教授は以下のように語った。

教授：根本的に違うのは、研究職の人は裁量労働制です。ですから、自分の時間を自分で決めていけます。ところが、事務職員の方は午前8時30分から夕方の17時15分までというように勤務時間が決まっています。

要するに、保育士の言う「パート」や教授の言う「事務職員」と、あおぞら保育室を利用する大阪大学職員のうち「研究職」である人とは、働き方や仕事における時間の使い方が根本的に異なるのである。それゆえ、育児に対する時間の使い方も異なってくる。しかし、「利用者にはリピーターさんは多いですね。とくに0歳は。この春に保育園に入園さ

れた方はいろんなウイルスもらうので。ひと月に2回ほど病気で、やっと保育園に行くことができ、また病気で、という繰り返しです」と保育士が語るように、たとえ経済的に余裕があろうが、ふたり親であろうが、とくに働きながらの子育ては大変であり、手間がかかるのである。ひとり親家庭や貧困家庭の親が子育てをするにあたって、あおぞら保育室の利用者と同じような状況に直面することは十分に考えられる。すなわち、あおぞら保育室の利用者と同じ状況で、もしもひとり親家庭だったら、貧困家庭だったら、と考えることで、必要とされる支援が見えてくるのではないだろうか。また、共働き家庭に対する保育支援を充実させることが、ひとり親家庭に対する保育支援の充実へつなげるのではないだろうか。

では、まず、保育士と看護師が経済的・時間的に余裕があると感じた利用者のエピソードからみていこう。

保育士：利用予約をされていた方から、夕方、電話がかかってきて「明日、仕事の都合がついたので、キャンセルします」ということでキャンセルされました。有給休暇や看護休暇を使って仕事の都合がついたのかなと思いました。両親ともここで勤めてらっしゃる方も多いので、お父さんもそういう休暇を取られているのかなと思ったこともあります。

ふたり親であれば、どちらかが有給休暇や看護休暇を取得することができるかもしれない。ひとり親の場合よりもふたり親の方が、どちらかが休める確率は高くなるため、このような場合、ひとり親の方がより困難な状況に置かれることが想像できる。また、保育室への送迎に関して、このようなこともあったという。

保育士：両親とも阪大勤務で、送迎を分担されていて、行きはお母さんが来られて、帰りはお父さんが来ます、というかたちにされている方もいます。朝遅くなった分、お母さんは残業されているのかもしれないと思ったこともあります。

この事例に見られるような送迎の分担は、ふたり親だからこそできることであろう。ひとり親である場合、利用時間を守るためには、朝は遅れて出勤し、帰りも早退する、というふうにせざるを得ない状況も考えられる。また、上述した「子どもが熱を出したとき、この方法、この方法、といういろいろ持ってらっしゃる方が多いです」という話を表すようなエピソードとして、以下のような利用者もいるという。

保育士：自宅近くの市が運営している医療機関併設型の施設とおおぞら保育室と、両方登録されている方もいらっしゃいます。市の施設はすぐにいっぱいになるので。そうしたら、おおぞら保育室の受入れ基準が高いがゆえにわりと空いていることが多いので「いつも行っているところが混んでいるのでここに来ました」とおっしゃる方もいます。

この利用者のように、行政の施設がいっぱいだった場合に、おおぞら保育室のような受入れ基準が高いと言われる施設も利用できる人はよいだろう。しかし、たとえば貧困家庭など、他の選択肢がない場合、いっぱいだと言われたらどうするのだろうか。誰もが利用しやすい病児保育施設がまだまだ不足しているという課題をこの事例から見出すことができる。ただし、受入れ基準を低くすればするほど安全面に不安がでてきてしまう、という安全面と預けやすさのバランスの問題もあるようだ。

さらに、本論文に深く関わるエピソードとして、以下のようなものがある。

保育士：去年までたけのこ保育園²⁶で働いていたときも、病気になったら田舎のおばあちゃんが新幹線に乗って出てきてくれて、1週間いてくれる、という方もいらっしゃいます。

看護師：お父さんお母さんの親御さん、おじいちゃんおばあちゃんたちがすごく協力的です。

保育士：なので、世代を越えた協力体制のようなものがあるのだろうなあとと思います。貧困家庭だったら、新幹線に乗って出てくるなんてなかなか

できないと思うので。また、祖父母もたとえ仕事をしていたとしても、都合のつく仕事なのでしょうね。やっぱり普通にパートで働いていたら、すぐに休むのは無理なので。母親でも休めないのにおばあちゃんはなかなか休めないですよ。

このエピソードに関しては、おおぞら保育室開設前に保育士がたけのこ保育園で働いていたことに関連して、おおぞら保育室ではなくたけのこ保育園における利用者の話である。このエピソードのように、祖父母が協力的、という環境であれば、ひとり親であっても子どもを病児保育室に預けることなく仕事に行くことができるだろう。ここで保育士と看護師が話しているように、子どもや、子育てをする親と実際に現場で関わっている方も、貧困の世代間連鎖を実感しているのである。

では、ここからは、保育士と看護師が「ひとりでがんばっていらっしゃる」と感じている利用者に関する事例についてみていこう。この利用者はひとり親ではないが、夫が単身赴任をしているため、現在はひとりで子育てをしながら仕事もしているという。まず1つ目は、預かることができなかった事例である。

保育士：朝、熱が出ているということで、家を出るときは8度5分だったそうです。こちらの基準はOKだったのですが、ここへ来てお子さんを抱っこしたら、もう本当に熱くて。すぐに熱を計ったら9度9分ありました。この熱では受入れ基準を満たしていないので、お預かりできません、というお話をしたら、「では、職場の方に電話してみます」ということで、電話してらっしゃって、その間、あやしたり水分をあげたりしていました。その後、「シッターもあたってみます」ということになって帰られました。

これは、先に述べた、入室時の体温が基準を超えていたために受入れを断った7月の事例である。その後、仕事を休むことができたのか、もしくは預けられるところが見つかったのかについては、保育士も看護師もまだ聞くことができていないということ

で、気にしている様子であった。このエピソードは、高熱や感染症など、本当に子どもの症状が厳しい状態にある場合、病児保育室を利用することが難しいという現状を明らかにしていると言えるだろう。

さて、2つ目は、送迎に関する事例である。

保育士：お子さんをお預かりしていて、帰るときに「明日をお願いします」ということでした。「8時からですよ」とおっしゃったので、「ここは8時からです」と答えました。そうすると、「ちょっと前はだめですか」とおっしゃったので、「ここは8時からとなっています」と言ったのですが、チャイムがなったのが7時55分でした。事情を聞くと、院の試験の準備があるから、ということでした。なので、とりあえず先に預かりの準備だけさせてもらいました。普段は8時から子どもの状態について聞き取りをするのですが、前日の話も聞いていましたし、お母さんが困っているということもあったので、「とりあえず、ルール通りに8時までではいてください。8時にここを出てください」というかたちでお預かりしました。ご夫婦いらっしゃるのであれば、そのときだけ旦那さんが連れてくることもできたと思います。その方は「普段は9時くらいで大丈夫だけれども」とおっしゃっていて、「今日はどうしても」という日だったので、ひとりでがんばっていらっしゃるの「だめ」とは言えずに、とりあえずルールだけは守って、準備を先にしてお預かりしたという日もありましたね。

先に述べた、保育士と看護師が「経済的・時間的に恵まれているな」と感じた、送迎に関する事例のように、両親とも育児に関わることのできる状態であれば、このような「今日はどうしても」という日だけでも、もう一方の親（この事例の場合は父親）が預けに来ることができたであろう。仕事の都合で、どうしても普段より早く出勤しなければならぬ日、または、普段より遅くまで残っていなければならない日があるだろう。そのような状況において、ふたり親であれば分担・協力して送迎を行うことができるということを考えると、ひとり親や、この事

例のように夫が単身赴任をしているような人は、より大変な思いをしていることが考えられる。そして、このような状況でもより利用しやすいようなルールや施設が求められているのではないだろうか。この件に関連して、保育室の開設に携わった教授は、「ルールを守ることはもちろん大切だが、保護者の置かれている状況が自身の都合ではどうにもならない場合はとくに、状況に応じて協力することも大切だ」と語っていた。

さらに、3つ目も、預かることができなかった事例である。

保育士：お子さんがまきば保育園²⁷に行っていて、まきば保育園から「熱が出ています。お迎えに来てください」という電話が12時過ぎにかかってきたそうです。あおぞら保育室の当日予約は11時までということを書いているのですが、12時20分頃に「今、まきば保育園からお迎えをお願いされたのですが、今の時間から預かっていただけませんか」という電話をかけてこられました。一応、11時までと決まっていたので「11時までの予約でなければ受け入れられません」と答えました。この、当日の予約受入れ締切り時間については、動かすことはできないだろうかと、大学と話し合っているところです。

この事例も、先に述べた、当日予約の受入れ締切り時間を過ぎていたために受入れを断った、8月の事例である。この事例に関して質問をしたところ、保育士は以下のように語った。

池上：先ほどの、まきば保育園から「熱があるので迎えに来てください」という電話が保護者の方にあって、12時20分頃に保護者の方から「今から預かってほしい」という電話があおぞら保育室にあったというお話に関してですが、「預かってほしい」という電話が11時までにあった場合でも、一度は保護者の方にお迎えに来てもらわなければ、まきば保育園からあおぞら保育室に直接連れて行くことはできないのですか。

保育士：それが一番、保護者の方としては望まし

いかたちだとは思いますが、やはり今のルールとして、一度保護者の方に病気の状態も見ていただいて、それでもお願いします、というかたちをとった方が良いと思います。朝、保育園に預けてきたときは明らかにお子さんの状態が違うので。まきは保育園の看護師が保護者の方に連絡して、お子さんの状態を見てもらって、それでも預ける、という気持ちが大事だと思うので。ただ、民間の病児保育室で、病児保育室の保育士が、タクシーで保育園までお迎えに行き預かるというところも、今、出てきているみたいです。なので、それが親のニーズなのだと思います。その場合は、病児保育室の保育士さんが、保護者の方の仕事先から「ここの保育園に行ってください」という連絡をもらって、そして、保育園の方にも「病児保育室からこういう方が迎えに行くので」ということを連絡してトラブルはないようにして、病児保育室の保育士さんがタクシーで保育園に来る、ということもやっているみたいです。そこも、もちろん事前登録は必要みたいです。その場合は施設と病院が併設しているので、そこで病児保育室の看護師が付き添って診察をするみたいです。そのうえで、お医者さんが「この状態であれば預かって大丈夫だろう」という判断をする、というやり方でやっているの、本当に保護者の方にとって便利にはなってきていると思います。

この事例のように、朝は熱がなくても、保育園にいる間に熱が出て仕事先に連絡が来ることもあるだろう。あおぞら保育室では当日の受入れ締切り時間を遅らせるかどうかについては検討中とのことであったが、締切り時間が早ければ仕事を早退せざるをえない。もしも昼や夕方から預けることができたとしても、送迎のために一度は仕事を抜けなければならないであろう。上述のように、最近では、保育園から病児保育室まで親が迎えに行くことなく子どもの受け渡しをするサービスも出てきているようだが、保育士が語るように、親が子どもの様子を見て、そして預ける、という気持ちが大切なのではないだろうか。そのように考えると、とくにこのような事

例に関しては、保育支援だけの問題ではなく、就労環境の問題にも関わってくると考えられる。保育支援がより充実すること、より利用しやすくなることは、ひとり親だけでなく、共働き家庭など、多くの子育てをする親が求めていることであろう。しかし、保育支援だけがどれだけ充実したとしても、それが親にとって、そして子どもにとって、必ずしも最善の策であるとは言えないのではないだろうか。すなわち、保育支援の充実と、本論文ではあまり触れることはできないが、就労環境の整備をどちらも進めていくことが必要なのである。

本節では、まず、あおぞら保育室について紹介し、そして、あおぞら保育室で働く保育士・看護師に対して行った聞き取りに即して、保育現場や子育ての実態を明らかにした。今回行った聞き取りでは、ひとり親に関する事例はなかったが、同じような状況でもしもひとり親家庭だったら、貧困家庭だったら、と考えることをとおして、誰もが利用しやすい病児保育施設がまだまだ不足していることや、高熱や感染症など子どもの症状が本当に厳しい状態にある場合に利用できる施設が少ない、という課題を明らかにした。そして最後に、保育支援の充実とともに、とくに子育てをしながら働く親の就労環境を整備することが求められる、という点を指摘した。

3. 子どもに対する支援の実践例：学習支援を中心に

本章では、ひとり親家庭の子どもに焦点を当て、子どもに対する学習支援について述べる。まず第1節では、先行研究や、厚生労働省による調査とその分析結果をもとに、子どもの学習意識や希望する進路、親の進路期待等についてみていく。次に第2節では、まず、学習支援を行っているNPOについて紹介する。さらに、筆者が実際に携わっている学習支援について、活動の記録として紹介する。

(1) 子どもの進学における問題

本節では、「親と子の生活意識に関する調査」[内閣府 2012]における調査結果や先行研究をもとに、子どもの学習意識や希望する進路、親の進路期待等

についてみていく。そのなかでも、とくに「すべての子どもに与えられるべき最低限の」[阿部 2014]教育である義務教育課程にある、小中学生に重点を置いて述べる。

総務省統計局によれば、2013年度における全国の中学卒業者の進路について、進学率は98.4%であり、就職率は0.4%である。また、同様に高校卒業者に関しては、進学率は53.2%、就職率は17.0%である。これに対し、ひとり親世帯の子どもは、中学卒業後の進学率は93.9%、就職率は0.8%であり、高校卒業後の進学率は41.6%、就職率は33.0%となっている(2011年度)²⁸。これらのデータより、中学卒業後の進路に関してはあまり大きな差はないものの、ひとり親世帯の子どもの方が、中学、高校ともに、卒業後、進学する割合が低く、就職する割合が高いことが読み取れる。すなわち、ひとり親家庭で育った子どもの方が、中学、高校卒業後、進学するにあたって厳しい状況に置かれていると言うことができる。では、進学できない、もしくは、進学しない理由はいったい何であろうか。そこには、おもに、学力に関わる理由と家庭の経済状況に関わる理由があると考えられる。まず、学力面に関連して、子どもの学習状況について見ていこう。

「親と子の生活意識に関する調査」は、中学3年生の子どもたちと親に生活意識について聞いた調査であるが、この調査によると、自分は成績が「下」だと思っている子はひとり親の方が多い。父子家庭の子どもたちで成績が下のほう、やや下のほうと思っている子は男の子で63.3%、女の子で56.0%となっており、母子家庭では男の子が46.1%、女の子が48.9%となっている。それに対し、ふたり親家庭では、男の子が34.2%、女の子が29.8%である。また、休日の勉強時間がまったくないと答えた子もひとり親家庭に多い[赤石 2014: 83]。

さらに、学校の授業の理解度(「学校の授業をどのくらい理解していますか」という質問)に関しては、男女ともにふたり親家庭のほうが「理解している」「だいたい理解している」の割合が高くなる。ただし、男子では父子家庭で「あまり理解していない」「理解していない」の合計が33.4%、母子家庭で31.6%とそれほど差が示されないのに対して、女

子では父子家庭で48%、母子家庭で24.0%と大きな差が示される²⁹。

また、この調査では、学習意欲について、「問題が解けたり、新しいことを知ったりすることはうれしい」「テストで点がとれなくてくやしい」「勉強することでいろいろな考え方を身につけることができる」「勉強ができないと将来の就職に困る」の4つの意見に対する賛否を4件法³⁰で尋ねている。稲葉³¹は各項目について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の回答を合併し、否定傾向の比較を行っている。

この分析結果について、男子に関しては、父子家庭の結果と母子家庭、ふたり親家庭の結果の差異が大きい。父子家庭の男子は「勉強ができないと将来就職に困る」を除く3項目では否定傾向が強く、とりわけ「勉強することでいろいろな考え方を身につけることができる」と言う意見には37%近くがこれを否定している。勉強できないと就職に不利になると感じている一方で、勉強それ自体の価値や意味づけが希薄であることがわかる。これに対して女子の場合は全般的に家族構造による差異は小さいが、母子家庭でやや否定傾向が強いことが読み取れる。以上の分析により、学習状況・学習意欲は男子では父子家庭において低調な傾向があり、ついで母子家庭、ふたり親家庭の順となる。女子では家族構造間の差異は大きくはないが、総じてひとり親家庭において低調な傾向がみられた³²。

では次に、学力面と経済面、双方に関連のある進学希望に関する調査結果についてみていこう。まず、家族構造別・子どもの性別にみた理想の進路については、男女ともにふたり親家庭とひとり親家庭では大きな格差が示され、一貫してひとり親家庭の子どもにおいて4年制大学以上への進学希望が低い。続いて、現実的な進路(「現実的にはどの学校まで行くことになるか」を尋ねたもの)について同様に4年制大学以上への進路希望に関する集計を行った。理想の進路と比較して、男女の差異はほとんどなくなるが、理想の進路で示された家族構造間の差異はより顕著であることが読み取れる。理想の進路でも格差は大きいですが、その実現可能性でもひとり親家庭は不利な状況にあり、とくに父子家庭にその傾向が

大きいといえるようだ³³。

さらに、稲葉は、4年制大学に進学を希望しないケースのみを抽出して性別・家族構造別に理由の分析を行っている。その分析によれば、男子に関しては、経済的理由よりも学力が理想と現実のズレを生み出していたが、女子に関しては学力以外の理由の規定力が大きいのである。特に母子家庭では経済的理由が圧倒的である。この結果は、男子に比べて女子のほうが、家庭の状態を認識して自分のライフコースを変更している、ということを示唆しているのではないだろうか。

また、この調査では、子どもの進学についての親の期待は「あなたはお子さんに、理想的にはどの段階の学校まで進んでほしいと思いますか」という設問によって回答を求めている。稲葉は、4年制大学以上への進学希望の百分率を子どもの性別・家族構造別に求めている。まず、子どもの性別による差異があり、男子のほうが高い学歴を期待されているが、それ以上に家族構造による差異のほうが大きい。男子ではふたり親家庭の7割以上が大学進学を希望しているのに対して、父子家庭は40%、母子家庭では45%強が希望しているにすぎない。そして、女子ではふたり親家庭の57.3%が4年制大学への進学を希望しているのに対して、父子家庭では36%、母子家庭では34%と低い数値を示している。

さらに、稲葉は、親がこのような進路を考える理由について、複数回答によって求めた結果をまとめている。理由としては「子どもがそう希望しているから」「一般的な進路だと思うから」「子どもの学力から考えて」「家庭に経済的な余裕がないから」の4つの結果について取りあげている。女子に関しては家族構造に関係なく「子の希望」が一貫して最頻値を示し、主要な理由となっている。一方、男子に関しては父子家庭で「子の学力」が47%近くにのぼるというように他と異なったパターンが示されているが、それ以外では「子の希望」が最も多く、ついで「子の学力」「一般的な進路だと思う」「経済状態」の順であり、子どもの回答と傾向は同様である。女子は男子より「経済状態」とする回答が多く、女子に関して、父子家庭と母子家庭ではそれぞれ28.0%、28.6%と高い数値を示している。

また、同調査の結果において、親に対して、子どもに「少しでも早く働いてほしい」「早く親元から独立してほしい」と思うかを聞いた回答もある。親の意識として「少しでも早く働いてほしい」という回答は、ひとり親家庭（貧困層40.7%、非貧困層30.6%³⁴）はふたり親家庭（貧困層27.2%、非貧困層20.6%）と比べて高く、とりわけ貧困層のひとり親では、子どもに早く働いてほしいという意識が強いことがうかがえる。その背景には、子どもの高校卒業後、進学機会を与えるための経済的な余裕が親にないということがあったらば、親の考える子どもの理想学歴について、高卒までと考える意識につながっている可能性がある。さらに、そのような親の意識を汲み取った子どもが、自身が理想とする学歴についても高卒までと答えているのかもしれない³⁵。

ここまで述べてきたような分析結果が信頼に足るものであれば、予定の進路は、大きくは子どもの希望によって決められ、ついで学力によって決められる。総じて経済的問題よりも、子ども自身の希望と学力によって進路が考えられていることになる。そうであるとすれば、子どもの選好がどのように形成されるかが決定的に重要であるといえる。とくに女子は、親との豊富なコミュニケーションを通じて、早い段階で親の意向を内面化したり、あるいは親の負担を予想して進路を考えたりしている可能性もある³⁶。

上述のような調査結果を、ひとり親家庭かふたり親家庭かといった視点でみた場合、「だからひとり親世帯は問題である」という判断や解釈がくだされがちである。しかし、藤原³⁷によれば、ひとり親家庭とふたり親家庭にみられる差異は、相対的貧困層にあるか否かという差異で説明できる部分が少なくないという。ふたり親家庭であっても貧困層であればひとり親家庭と同様の特徴がみられ、逆に、ひとり親家庭であっても貧困状態になれば回答傾向はふたり親家庭に接近するという。すなわち、先にみたようなひとり親家庭とふたり親家庭の差異は、ひとり親家庭の方が相対的貧困層にある可能性が高いことから生じているといえよう。

さて、経済面に関連して、OECDによる調査結

果に以下のようなものがある。日本は、家族が負担する教育費の割合が先進諸国の中でもっとも高い国のひとつである。教育費に占める公的資金の割合を見ると、日本では70%となっており、OECD平均の84%よりも大幅に低い(2013年)。このような教育費の家族負担の重さは、ふたり親家庭と、比較的相対的貧困であることの多いひとり親家庭との間に差異を生み出している原因の一つであろう。

教育費の中で大きい比重を占めるのが、学校外の教育にかかる費用である。近年では、都市部においては小学生から塾に通わせるのが当たり前となっており、地方においても、中学生、高校生ともなれば塾や習い事など学校外の教育費は必然となってきた。文部科学省が行った「子どもの学習費調査」によると、公立小学校に通う子どもでは平均で年間20.7万円、私立では58.4万円、公立中学校では29.3万円、私立中学では27.9万円、公立高等学校では15.6万円、私立高等学校では23.8万円が「学校外活動費」³⁸に充てられている。当然のことながら、この金額は、子どもの属する世帯の経済状況によって大きい格差がある。同調査では、この学校外活動費に関して、小学校の時期ですでに大きい格差が生じており、同じ公立の小学校に行く子どもでも、世帯収入が400万円未満の世帯では年間平均13.0万円だが、世帯収入が800万円～999万円の世帯では29.3万円、年収が1200万円以上の世帯になると48.5万円となっていることを明らかにしている[阿部2014:189-190]。

さらに、同調査によると、子ども一人あたりにかかる学校内の費用³⁹は、公立の小学校であっても平均で年間9.6万円、公立の中学校では約16.7万円、公立の高等学校では約23.8万円である。教科書だけでは学校の教科をこなすことさえできず、ノートや筆記用具、絵の具セットや習字セット、修学旅行や校外学習などの費用、PTA会費、クラブ活動費、体操着やうわばき代、制服代、リコーダーの費用などを含めたトータルな学校生活が、家庭の経済状況によって損なわれないよう保障されることが求められる[阿部2014:192-193]。

ここまで、義務教育課程にある小中学生に重点を置いて、子どもの学習状況や進学希望についてみ

てきたが、最後に少しでも大学進学に関してもみておこう。国立大学の4年間の納付金が約242万円、私立大学文系の納付金が平均約386万円、私立大学理系が平均約517万円である。そのほか受験料や生活費がかかるため、日本学生支援機構などの奨学金、母子寡婦福祉資金、あるいは、母子家庭の場合、別れた父親や親族からの援助がなければ実現は難しいであろう。そして、親族援助や養育費が期待できる母親は学歴や所得が比較的高いのである。親族援助もない層こそ、困難が重なる層であろう。また、奨学金は有利子のものが拡大し、卒業後延滞すれば延滞金の利息10%がかかるとともに、滞納が半年過ぎれば、金融機関のブラックリストに掲載されてしまう。そうなれば、クレジットカードなどが作れなくなるなど、非常に厳しい状況に陥ってしまうのである[赤石2014:89-90]。

本節では、「親と子の生活意識に関する調査」の調査結果とその分析結果より、休日の勉強時間がまったくないと答えた子がひとり親家庭に多いことや、貧困層のひとり親では、子どもに早く働いてほしいという意識が強いことが明らかになった。そのうえで、先行研究より、ひとり親家庭とふたり親家庭にみられる差異は、多くの場合、相対的貧困であるか否かによる差異であるといえることも明らかになった。そして、差異を生み出す原因のひとつとして、教育費の家庭負担が大きいということを挙げることができる。

次節では、筆者が学生スタッフとして学習支援に関わっているNPOについて、そして筆者自身の活動について紹介する。

(2) 学習支援の実践事例：あつとすくーるの場合

前節では、ひとり親家庭とふたり親家庭の、子どもの学習や進学における差異に焦点を当て、「親と子の生活意識に関する調査」の調査結果や先行研究をもとに子どもの学習や進学について述べた。そのなかでもとくに、義務教育課程にある小中学生に重点を置いて述べたが、その理由は2つある。まず1つ目は、先にも述べたように、小中学生は「すべての子どもに与えられるべき最低限の」[阿部2014]教育である義務教育課程にあるからである。そして

2つ目は、筆者が実際に学習支援に携わっている生徒が小学生と中学生だからである。筆者は「特定非営利活動法人あっとすくーる」（以下「あっとすくーる」）にて学生スタッフとして活動することを通して学習支援に携わっている。本節を書くにあたり、2015年12月15日午後1時30分から1時間程度、あっとすくーるの学習塾である「渡塾」にて、あっとすくーるの代表である渡剛さんに設立の経緯や今後の展望等について聞き取りを行った。

あっとすくーるでは、2015年12月現在、大きく4つの事業を行っている。(1)個別指導型の学習塾事業「渡塾」、(2)自習補助型の学習塾事業、(3)家庭教師事業、(4)不登校生徒支援型学生サポーター派遣(アウトリーチ)事業の4つであるが、ここでは、筆者が関わっている(1)個別指導型の学習塾事業「渡塾」と(4)アウトリーチ事業の2つの事業について詳しく述べる。

まず、個別指導型の学習事業「渡塾」について紹介する。この事業は、学習への意欲が低く、学校の授業についていけない程度の学力が無い子どもに対して、最低限進学に必要な学力を付けるための学習機会を提供することを目的に行われている。箕面校と高槻校があり、箕面校は月曜日から金曜日までの午後6時から10時、高槻校は火曜日・水曜日・土曜日の午後6時から10時まで開講している。数学と英語の2教科を中心に、大学生の講師1人対中高生2人の個別指導を行っている。入塾金は15,000円であり、授業料は週1コマにつき月額12,000円だが、ひとり親家庭向けに別料金を設けており、ひとり親家庭の場合は入塾金が10,000円、授業料が週1コマにつき月額6,000円である⁴⁰。このような料金設定もあり、塾に通う中高生の約3分の2はひとり親家庭である。さらに、寄付によって運営している、半年から1年分の授業料が無料となる奨学金制度もある。

では、次にアウトリーチ事業について紹介する。アウトリーチ事業とは、主に不登校及び不登校傾向のある箕面市内の小中学生を対象に、家庭教師(大学生サポーター)を派遣する事業である。コーディネーターと呼ばれる職員と大学生サポーターが協力しながら、子どもが不登校になっている背景にある

課題にアプローチし、学校への再登校など、課題の解決を図るものである。この事業は、箕面市教育委員会と連携し、箕面市内の小中学校や関係機関とサポート体制を構築した上で進めている。契約期間としては2013年11月からであるが、実際に箕面市内の小中学校とやりとりを行い、実際に動き出したのは2014年の2月から3月頃であるという。学校が子どもや保護者に対して、当事業を紹介し、利用希望があった場合は箕面市の教育委員会を通じてあっとすくーるに申請書が提出されるというシステムだが、2015年12月現在、申請数は130件を超えているという。

あっとすくーるは「経済的困難な1人親家庭の子ども達が、前向きに進路を選択できる社会を創る」を活動理念として掲げている。この活動理念には、渡さんがあっとすくーるを設立した経緯が大きく関係している。

渡：自分自身も母子家庭で育ったということが背景にあって、中高時代にきつい経験をしたということがありました。私はなんとか大学に進学できたのでよかったです。子どもの貧困について大学の授業で知って、なんとかしなければならぬのではないかな、と思い、大学2年のときに社会課題をビジネス的手法で解決する社会起業家といわれるひとを育成する、というようなビジネスプランコンペに出て、始めました。

設立の経緯について聞いたところ、以上のように語ってくれた。あっとすくーるの設立は2010年3月であり、塾を立ち上げたのはその年の12月である。初めは任意団体だったが、その後、2012年3月に特定非営利活動法人となった。

渡：最初、コンペが終わった段階では、学生は2人でした。実際に12月に塾を立ち上げるときには、大学の同級生やサークルの後輩に声をかけて、たしか最初は10人くらいで始めたと思います。講師のスタッフも入れて10人くらいで始めて、12月に塾がオープンしたときに最初に来た生徒は3人、というところからスタートしていますね。

設立当時のことについては、以上のように話してくれた。最初に塾に来た生徒は3人も中学生であり、大学生講師の知り合いの子どもであった。その後、高校生が2人来るなど、チラシや生徒の紹介をきっかけに生徒は増えていった。そして、講師1人対生徒2人という形態をとるに至るまでには、以下のような経緯があったという。

渡：最初、教え方は講師ひとり対生徒6人のちょっとした集団のようなかたちでやっていました。一応、コンセプトとして、ひとり親家庭の子などが来やすいかたちにしていたら、やっぱり学力の低い子やちょっとやんちゃな子たちが集まってきて、1対6ですら成り立たない、授業できない、という状況になりました。学力の差もあれば、授業態度にも差があって授業ができない、ということで、1対2と1対4のふたつのパターンを作りました。勉強ができる子だったら1対4で大丈夫だろう、ということでそのかたちにしたのですが、1対4は無理だという声が講師からまたあがってきました。それで、結果的に1対2に全部統一しました。

塾に通う生徒について、中学生と高校生、どちらの方が多いか聞いたところ、以下のように話してくれた。

渡：今は中学生が多い。そこは統計をすごく反映していて、高校の進学率って高いですよ。高校はみんな行くけど、大学進学率になるとぐっと下がる。高校受験までは親も子どももそれなりに進学させたい、したい、という気持ちがあるけど、大学となると、ボーナスステージのように考えられていることが多い。オプションのようなものとして考えているひとが多いと思います。子どもも親も。高校生から来る生徒や高校に入っても残る子は、ちょっとずつ増えてきてはいるけど少ないです。

池上：では、高校に入ったら大体やめていくのですか。

渡：最初はずっとそんな感じだったけど、2年前くらいから少しずつ残る生徒が増えてきているかな。

池上：その残る生徒は、進学したいと思っている生徒ですか。

渡：いや、たぶん渡塾の居心地がいいのだと思います。もちろん進学したい子もいると思うけど。

渡さんがこう語るように、たしかに、塾では講師と生徒関係なく、カードゲームや中高生が教室でやるようなゲームをしていたり、その和気あいあいとした集団の端でちょっとした相談事をしていたり、なかには勉強のことについて質問していたり、という光景をよく見かける。

渡塾には、奨学金制度があることを先に述べたが、この制度は寄付がなければ維持することができない。その寄付について聞いたところ、額としては「塾の売上とそんなに変わらないくらい」だという。そのほとんどが個人の寄付者であり、詳しく分析はしていないとのことだが、数十人単位の方々が寄付をしてくださっているという。しかし、その寄付者との関わり方については課題があるようだ。

渡：ひとによっては、渡塾を見に来てくれますし、一応、寄付をもらった方にはメールや電話をしています。3か月に1回程度、こちらから近況報告のようなメール送らせてもらっています。その辺りはばらばらで、頻繁に連絡をくれるひとはこちらも頻繁に連絡を取る、という感じです。そこは課題ですね。

また、箕面市からの委託事業であるアウトリーチ事業は、件数に応じて箕面市からお金が支払われる。このアウトリーチ事業によるお金、塾の売上、そして寄付を主な財源として、組織の運営を行っている。さらに、学生スタッフも運営を行う上で欠かせない存在であるという。

渡：あっとすくーるの学生スタッフは、阪大生が多いですよ。阪大生に広報する割合が多いからなのですが。学生スタッフとして関わるきっか

けとしては、チラシやKOANの掲示を見て興味を持ちました、とか、将来、教師や臨床心理士になりたいのでその経験に、という話などがあります。東日本大震災が起きたときは、NPOやボランティアに興味があります、という学生も数はそんなに多くないけどいたと思います。あとは大学が暇で、勉強を教えるくらいだったら自分にもできるしやってみようかな、というひともいます。あとは、当事者ですね。自分もひとり親だったとか、不登校だった、というひとです。

2015年12月時点で、渡塾だけに限らず週1回以上活動している学生は70～80人程度である。このように、渡塾は開校から5年をかけて、生徒、講師ともに増えていき、2015年10月には箕面校に続いて高槻校を開校するに至った。高槻校の塾長は他の職員であり、現在渡さんが務めている箕面校の塾長も、今後、他の職員に任せるつもりだという。では、渡さんはこれからどういったことに取り組むのだろうか。

渡：大阪市内に行こうと思っています。組織の体制として、追いつくかどうか全然わからないのですが。今、大阪市内では、大阪市内の全中学生の大体5割くらいの数に毎月1万円の塾代クーポンっていうのが出ています。これは大阪維新の政策なのですが、予算が、塾代クーポンに全部で36億円ついています。でも、稼働しているのが4割強なんです。つまり、稼働してないほうが多い。

池上：使っていないということですか。

渡：そうそうそう。権利としてはあるのに使っていないということ。もちろん、そこまでの意欲がないというか、たとえば、虐待やネグレクトを受けている家庭であれば、そんなお金があっても関係ない、という世帯もおそらくいるとは思いますが、さらに、大阪市内でケースワーカーをされている方から聞いているのは、1万円クーポンをもらったところで、それで行ける塾がないということ。プラスアルファを自分で出さないと、そもそも行けないのであんまり意味がないという話を聞いていました。渡塾はひとり親家庭には安くす

るというコンセプトでやっているの、1万円で週2回くらい授業を受けられるかたちにしたいのではないかと考えています。

池上：では、大阪市内で渡塾のような場所を作るということですか。

渡：段階的にはそうなると思うけど、幸い、今、大阪市の区など、少し行政とつながりがあるので、その区に話を持って行ってみようかな、と思っています。

設立から5年間、箕面市、豊中市、高槻市、池田市を活動の中心としてきたあっとすくーるだが、今後は大阪市内にも目を向け、活動の場を広げるようだ。

池上：塾を始めたときから、広げていきたいと思っていたのですか。

渡：始めたときから広げたいとは思っていませんでしたね。あまりリアルなイメージではなかったけど。

池上：どこまで広げるのですか。

渡：一応、5年前に始めたときに、20年後に日本中にこういう場所を作る、ということ言っていた。今、5年経って、まだ大阪の4地域くらいにしかできていないから、遠いなとは思いますが、どっかでぐんっとくるタイミングはあるはずなので。

このように、大きな目標を掲げて活動の場を広げていく原動力の一つには、「生徒には大学まで行ってほしいですよ。貧困の連鎖を絶つには大学進学は大事だと思っている」という渡さんの思いがあるのだろう。生徒に対してこのような言い方をすることは無いというが、生徒とコミュニケーションを取るなかで、「大学行ったほうが良いよー」と、ときおり伝えていくという。また、今回の聞き取りを通して、「子どもが増えても、ひとりひとりに必要なサポートが届けられる場所でありたい」という渡さんの言葉も印象的であった。「子どもの数が増えるにつれて、サービスの質が下がるというか、生徒との関わりの密度が薄くなっていく」と感じているという。渡塾が「ひとりひとりに必要なサポート

が届けられる場所」であり続けるために、学生スタッフである筆者自身も生徒との関わり方について考えていきたいと感じた。

さて、ここからは、実際に筆者が行っている活動について紹介する。まず、渡塾における活動からみていこう。2015年の10月から、週に1回、中学3年生の母子家庭の女子生徒に英語を教えている。最初の1ヶ月は英語の基本的な文法を確認することに時間を割いた。人称代名詞(I, my, me, mine等)の使い方を確認したり、this(「これ」)とthese(「これら」)、that(「あれ」)とthose(「あれら」)の違いを確認したりした。また、There is~, There are~(「~がある」)の用法や、疑問詞Whose(「だれのもの」)の使い方の説明なども行った。飲み込みが良く、一度説明したことは大体できていたが、人称代名詞には苦戦していたようだった。人称代名詞に関しては、初めは授業のなかで確認し、違いを理解できたところで、「来週テストするから覚えて来て」というかたちで表を暗記してもらった。ほとんど毎週のように、「今日は順番に言ってみて」や「今日はランダムに聞くね」というようにテストをすることで、約1か月経つころには、英作文など実践的な問題のなかでも使い分けができるようになっていた。

その後は、受動態や比較、関係代名詞など、特に苦手意識のある単元を中心に1~3年生の内容の復習を基礎から行った。比較の単元では、比較級・最上級の構文の基本的な部分(“er”, “est”をつける, “more”, “most”をつける, うしろに“than”がつく等)はできていたが, “as~as”を使った表現(何倍を表す表現)や、比較級から最上級への書き換えなどをあまり知らないようだった。しかし、70分の授業をとおして、「比較、今日でわかってきた」という声を聞くことができた。

また、関わり始めて2か月経つころから、だんだんと打ち解けてきたのか、授業中に質問をしてあげることが増えたと感じるようになった。勉強の話の他にも、家族の話や学校の先生の話をしてもらえることもあった。そのなかでも、この生徒にとって大きな存在なのではないかと筆者が感じたのは、2人の姉の存在である。宿題に関して、「先週の授業のあとすぐにやった」や「ひとりではがんばった」と

言ってくれることが多かったが、難しいときには「お姉ちゃんに手伝ってもらった」ということが何度かあった。わからない問題があったとき、母親以外にも聞くことができる存在がいるということは、その生徒にとっても、また、母親にとっても心強いのではないだろうか。また、姉に悩み等を相談するという話を実際に聞いたわけではないが、話を聞いていて、姉妹間の仲の良さをうかがえることが何度もあったため、勉強以外の面においても相談をすることができる存在なのではないかと感じた。

さらに、姉の存在の大きさを感じたエピソードとして、以下のようなものがある。入試前、「高校に入ったら、留学に行きたいから英語を基礎からがんばりたい」と話しており、数か月間、英語を担当してきた身としてはとても嬉しい言葉であった。そして、そのとき同時に、初回の授業時に話していた、「数か月後、お姉ちゃんが留学に行く」という話を思い出し、姉の存在は、この生徒にとって、自身の近い将来を想像することができる、ロールモデルとなっているのではないかと感じた。

では、次に、小学校における活動について紹介する。あっとすくーの活動としては、週に1回、1時間目から4時間目まで小学校において活動を行っている。さらに、あっとすくーの活動としてではないが、個人的にボランティアとして週に数回、小学校に行っているため、そこでの活動についても交えながら、小学生の学習における実態について紹介する。活動形態としては、授業中の教室に入り、クラス全体を見て回り、質問を受けたり、遅れている生徒の補助を行ったりしている。ここでは、小学1年生、2年生、5年生の3つの学年の生徒について言及するが、ある特定の生徒というわけではなく、複数の小学校におけるさまざまな生徒の事例である。また、これらの生徒に関して、母子家庭の生徒も含まれるが、すべての生徒の家庭環境を把握しているわけではない。

まずは、小学1年生の生徒について述べる。授業中、授業内容を理解できるかできないかに関わらず、そもそも椅子にきちんと座って話を聞くことができず、鉛筆や消しゴム、ティッシュを使った手遊びが多い生徒がいる。学習面に関しては、どのクラ

スに入っても、補助がとくに必要だと感じる教科は算数であるが、算数に関する事例として以下の2つがある。

まず1つ目は、繰り上げのあるたし算がわからず、ひとりではできないため、算数プリントの間違った問題のやり直しをしない、という事例である。しかし、一緒にゆっくり考えると解くことができ、また、わかったときは表情が明るくなる。そこで、「やらない」のではなく、ひとりでは「できない」のだということに気が付き、「できないからやらない」という悪習慣を身につけさせてはいけなと感じた。そして2つ目は、朝たし算のプリントを一緒にやったが、朝の時間だけでは終わらなかった、という事例である。先生は「途中まででいいから出して」と言ったが、悔しかったようで「まだやる」と言っていた。その後、算数の授業中にやり始めようとしたので「休み時間のやろうね」と声をかけた。しかし、休み時間になると遊びたくなったようで「プリントは？」と聞くと「もう出した」という返事が返ってきたのである。「まだやりたい」と言ったことが嬉しく、25分休憩と一緒にやろうと思っていたため、「もう出した」と言われたときは少し残念だった。ただ、朝の時点では「途中で終わるのは悔しい。まだやりたい」という気持ちを持っていることを感じられたため、その気持ちを忘れてほしくないと感じた。

さらに、同じく1年生の事例として、算数だけに限らず、ひらがなとかたかなをすらすらと書くことができない生徒もいる。黒板の上に貼ってある表を見て、探しながら書いており、書き順もばらばらである。今のうちにひらがな、かたかなをきちんと書けるようになっておかなければ、今後、学年があがるにつれて、作業の遅れや理解できない部分が増え、どんどん大きくなってしまわないだろうか。

では、次に、小学2年生の生徒について紹介する。少し前に国語の授業で書いたという物語を読ませてもらう機会があった。登場キャラクターの設定や絵に関してはしっかりしたものがかけていてすごいと感じたが、文字の使い方の誤り（「こういった」を「こいった」と書いていたり、「～は」が「わ」になっていた等）が多い点が気になった。同じく、国

語の授業に関連して、ある男子生徒が、漢字ドリルをその日の授業分だけでなく、前回までにやっていたところまで終わらせて提出していた。その生徒は普段からあまり集中して授業を受けることができていないため、作業が遅れが出ていたのである。しかし、その日は、途中で「もう先生に出す？」と聞いても「まだやる」と意欲的であった。終わったあと、「疲れた」と言っていたが、やり遂げた達成感で笑顔になっていたことが印象的であった。また、算数の時間においても、同じように意欲を見せてくれた生徒を紹介する。「〇こ／1あたり」という単位の付け方が難しいようで初めは「わからない」と言っていたが、一緒に進めると理解できていた。プリントが途中までしか終わらないことが悔しかったようで、授業終了のチャイムが鳴った後も最後まで終わらせようと頑張っていた。

さらに、先に述べた渡塾の生徒に対して「姉の存在の大きさを感じた」ことに関連し、学習面以外の事例として以下のようなものがある。絵を描くことが好きな2年生の生徒だが、休み時間に「また絵を描いたから、あげる」と言って絵を3枚分渡してくれた。国語の教科書の挿絵を見ながら描いたということだった。「上手だね」という話をしていたら「お兄ちゃんのほうが上手だから、教えてくれる」と言っていた。以前の会話を思い出し、「お兄ちゃん、高校生だったっけ？」と聞くと「そっちじゃない方のお兄ちゃん。4年生にもいるの」という話をしてくれた。このあと先生から聞いた話では、小学4年生のお兄ちゃんはお父さんと別のところで暮らしているが頻繁に会っている、とのことであった。

最後に、5年生の事例を紹介するが、小学校高学年にもなると、算数の難易度はさらに上がるようである。分数の計算を習う授業において、ある男子生徒は、帯分数を仮分数に直す、また、反対に仮分数を帯分数に直す作業ができないため、分数の計算もできないようだった。前回までの授業内容のなかで、小さなことであってもわからなかったところを放っておくと、次の授業でまたできない、わからないことがでてしまう。つまりきが小さいうちにわかるようになっておかなければ、授業を重ねる度に「わからない」部分が積み重なっていき、ますます

授業についていくことができなくなってしまうと感じた。また、2桁以上のかけ算、わり算が難しいようで、 $\times 10$ や $\div 10$ をするとどうなるのか、あまりよくわかっていない男子生徒もいた。しかし、「わかりたい」という気持ちはあるため、積極的に先生や隣の生徒に質問をしながら取り組んでいるようであった。また、自分の好きな数字を使って問題を作り、答えを出す、という応用問題に挑戦した際、好きなサッカー選手の背番号を用いながら楽しそうに取り組んでいた。

ここまで挙げた、小学校における事例をもとに考察を行う。集中力があまりなかったり、わからなかったりという理由で、先生が放っておいたら問題を解くことができないう生徒であっても、声をかけたり、一緒にゆっくり考えたりすればできることは多々ある。30～40人程度の生徒がいるなかで、担任教師ひとりでは遅れる子に対してケアを行き届かせることは不可能であると感じた。その場合、遅れている生徒に対しては「できたところまででいいよ」と言うか、「宿題にする」ことが多いようである。ひとりひとり進度に差が出るため、常に一番作業の遅い生徒に合わせることはできないからである。しかし、そのようなことが続いているのは、集中して取り組めない生徒、あまり理解できていない生徒が、クラスのペースに遅れずについていけるようになることは難しいのではないだろうか。

ただし、そのような場合であっても、ふたり親である、もしくは経済的に余裕のある家庭であれば、学校の授業でわからなかったところを家で教えてもらったり、塾で教えてもらったりすることが可能である。筆者が小学生の頃はどうか思い出したところ、小学4年生の頃、こんな経験をしていた。わり算の筆算を学校で習ったときのことである。クラスみんなは理解している様子で、担任の先生も「もうみんなできるよね」という言い方をしていた。筆者は授業中に理解することができなかったが、友達や先生にそのことを言うことができず、家に帰って父と母に「今日、算数でわからないところがあった」という話をした。そのとき、きちんと理解できるまで説明してくれたり、何度も問題を出してくれたりすることで、次の算数の時間、遅れること

なくきちんと授業についていくことができた。このように考えると、ひとり親であったり、貧困であったりする場合、わからないところをじっくり教えてもらう機会が減ってしまうのではないだろうか。つまり、ひとり親であること、貧困であることが、誰にでもあるような小さなつまづきを増幅させ、勉強の理解度の差を大きくしてしまっていることにつながっているのではないだろうか。

おわりに

本論文では、まず第1章の第1節において、先行研究をもとに、ひとり親家庭が貧困に陥りやすい原因として女性の貧困について述べた。さらに、女性の貧困が子どもの貧困につながることから、子どもの貧困についても述べ、子ども期に貧困であることでさまざまな「不利」が積み重なり、貧困の世代間連鎖が起きてしまうことを明らかにした。そして第2節では、そのようなひとり親家庭に対して、行政の行っている事業について紹介するとともに、その利用率と認知度が低いということを指摘した。

次に第2章では、ひとり親家庭の親に焦点を当て、第1節では新聞記事の事例より「安い、手軽である、そして条件が一致しやすい」という理由でインターネット上のサイトを利用したシッターに頼ってしまうひとり親家庭の現状を明らかにした。また、第2節で行った、病児保育室の保育士・看護師に対する聞き取り内容に関しては、ひとり親に関する事例はなかったが、同じような状況でもしもひとり親家庭だったら、貧困家庭だったら、と考えることをとおして、誰もが利用しやすい病児保育施設がまだまだ不足していることや、高熱や感染症など子どもの症状が本当に厳しい状態にある場合に利用できる施設が少ない、という課題を明らかにした。

そして第3章では、まず第1節において、先行研究や、厚生労働省による調査とその分析結果をもとに、子どもの進学率、学習意識や希望する進路、さらに親の進路期待等についてみていくことをとおして、ひとり親家庭とふたり親家庭における差異について明らかにした。そして第2節では、まず、筆者が学生スタッフとして活動している「あっとすく

る」について、代表への聞き取り内容を交えながら紹介した。聞き取りでは、設立の背景に、自身もひとり親で育ったということがあることや、今後、少しずつ子どもたちの居場所となるような塾を増やしていきたいという、代表の思いを聞くことができた。さらに、筆者が行っている活動について紹介するとともに、おもに小学校における活動をとおして考察を行った。そこでは、クラスのなかで遅れている生徒のケアまで担任の教師ひとりで行うことは不可能であると感じたことや、誰にでも一度はあるような学習面の小さなつまづきが、ひとり親家庭であることや貧困家庭であることによって増幅されている可能性を指摘した。

では、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにはどうすればよいのだろうか。この問題に関して、知れば知るほどさまざまな要因が影響していることが明らかとなっていくため、明確な答えを提示することは容易ではない。しかし、この問題と向き合うなかで自分なりに必要だと感じたことを4点挙げたい。まず1つ目は、経済面のサポートである。第3章の第1節において述べたように、ひとり親家庭とふたり親家庭にみられる差異は、相対的貧困層にあるか否かという差異で説明できる部分が少なくないのである。義務教育に関してはいうまでもなく、高校進学や大学進学においても、経済的に困難であることが理由で進学が阻まれるようなことがあってはならない。

次に2つ目は、子どもに対するケアである。学習面におけるケアももちろん必要であるが、あっとすく一における活動を通してとくに感じたのは、子どもの居場所を作ることがいかに大切であるか、ということである。兄弟姉妹がいれば、その環境はまた異なるものになるかもしれないが、ひとり親家庭で親が夜も働いている場合、必ずしも家が安心して過ごせる場所であるとは限らない。塾、祖父母の家、同じような境遇の子どもたちが集まる場所、そのかたちはさまざまであると思うが、安心して過ごせる場所づくりの必要性を感じた。

そして3つ目は、学校の先生に対するケアである。実際に小学校の教室に行くまでは、任せられた役割に戸惑い、いったい何をすればよいのだろうか、本

当に必要なのだろうか、と感じていた。しかし、きちんと座って授業を受けることができない生徒がおり、担任教師ひとりでは追いつかない状況を目の当たりにし、その必要性を実感した。とくに算数の授業では、授業の進度についていけない生徒がクラスに1人や2人どころではないこともしばしばある。そのような場合には、サポートを行う側は1人では足りないと感じるほどであった。家に帰ってわからないところを聞くことができない、塾に通うこともできない子どもに手を差し伸べることができるのは、やはり学校である。そのような子どもたちのためにも、そして、担任教師の負担を軽減するためにも、スクールサポーターのような存在が必要不可欠であり、なおかつ、まだまだ不足していると感じた。

最後に4つ目は、親に対するケアである。本論文では、就労に関わる部分について言及することができなかったが、保育と就労は、親に対するケアについて考えるにあたり、強い関連性があることに気が付いた。ここで必要不可欠となるものは、雇い主の協力である。まずは、看護休暇を認めることが求められるが、子どもの病気等を理由に急に仕事を休まれてはどうしても困る、という場合であれば、たとえば、子どもの預かり先を保証したり、普段とは異なる保育施設へと預けることにより発生する費用を何割程度か負担したり、といったかたちの協力も考えられる。また、親に対するケアに関連して、あおぞら保育室の保育士・看護師に対して行った聞き取りのなかで印象的だった保育士のことばを紹介する。

病児保育というのは、子どものケアも大事ですが、子どもが病気のときは、親も寝不足から始まり、子どもの病気を心配したり、仕事に行けなかったりと、大変です。そして、逆に仕事に行くとなると、病児保育に預けてまで仕事に行くのか、と考えていらっしゃる方がまだまだ多いと思うので、自分は仕事に行っているいいものか、という葛藤もあると思います。だから、病児保育は子どものケアも大事ですが、保護者の心のケアも大事だと思っています。

病児保育の果たす役割は、子どもに対してだけで

はない。親のメンタルケアも必要なだと、聞き取りをとおして初めて感じる事ができた。保育士や看護師、それから教師に対してさらに負担を強いることになるかもしれないが、保育施設や学校とのつながりをおして、親の心のケアをすることが必要なのではないだろうか。

ここで、病児保育室の聞き取りに関連して、保育士のことばをもう1つ紹介したい。

このお話(第2章第1節で挙げた3つ目の事例)のように、大変な思いをして、結局預けるのはベビーシッターさんで、自分の働いたお給料より、ベビーシッターさんに払うお金のほうが、もしかしたら高いかもしれないですよ。それに、お母さんの納得いかない気持ちやしんどかった思いを考えると、やっぱりこういう方にこそ病児保育がもっと利用しやすくなればいいな、とすごく思います。

第2章第2節においては、聞き取り内容のなかでもとくに事例を中心に扱ったため、一般的な病児保育室について、また、保育士・看護師の思いについて言及することはできなかった。しかし、聞き取りでは「あおぞら保育室が開設する以前から、そのような施設があればよいと考えていた」という話や「今は賛否両論あると思うが、必要な施設だと思う」という病児保育に対する保育士・看護師の思いがとても印象的であった。

最後に、本論文の残された課題を2点挙げておく。まず1つ目は、先に述べたように、就労関係の問題についてあまり触れることができなかったことである。親の就労環境もさることながら、卒業後の子どもの就労状況等、ひとくちに「就労」といってもさまざまな側面から分析・考察することができると考えられるため、今後の課題としたい。そして2つ目は、支援を受ける側に対する調査や、その立場に立った考察ができなかったことである。あおぞら保育室、そしてあつとすくーでは、支援を提供する立場のひとつに対して聞き取りを行うとともに、実際に学習支援をする側として活動することができた。しかし、聞き取り対象や筆者自身が行った支援に対し

て、受容者はどのように感じているのか、という部分まで掘り下げて調査することはできなかった。この点を2つ目の課題として挙げておきたい。

注

- 1 国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画、運営に必要な基礎資料を得ることを目的に、1986年を初年として3年ごとに大規模な調査を、その間の各年は調査事項と対象世帯の少ない簡易な調査を実施している。2013年は、第10回目の大規模な調査の実施年に当たり、6月に約30万世帯、7月に約23万世帯の世帯票を集計している。
- 2 所得中央値(可処分所得を低い順に並べた際の、真ん中の順位の人所得)の50%(いわゆる貧困線)を下回る所得しか得ていない者の割合。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 3 ここで用いられているデータは「平成22年国民生活基礎調査」による50.8%である。
- 4 韓国のデータはないため、33位は最下位である。
- 5 常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者を指す。
- 6 すべての年齢の男性の平均賃金が329.6(千円/月)に対し、女性は238.0(千円/月)である。
- 7 内閣府「平成26年版子ども・若者白書」
- 8 Duncan, G. & Brooks-Gunn, J., "Income Effects Across the Life Span: Integration and Interpretation," Duncan, G. & Brooks-Gunn, J., eds., *Consequences of Growing Up Poor*, Russell Sage Foundation, 1997.
- 9 阿部[2014:38]は、子ども期の貧困と、大人になってからの貧困を繋ぐ因果関係のことを、「連鎖の経路」と呼んでいる。
- 10 2014年10月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が発表した「ひとり親家庭等の支援について」参照。
- 11 「平成23年度全国母子世帯等調査結果」参照。本調査は全国の母子家庭と父子家庭、および父母ともにいない子が祖父母などに養育されている養育者世帯の実態を把握し、福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省がおおむね5年ごとに実施している。過去には、2003年度と2006年度に調査が行われており、2011年11月1日時点について調査した2011年度の調査結果が最新のものである(2014年10月現在)。なお、東日本大震災の影響により、2011年度は岩手県、宮城県、福島県については調査を実施しておらず、集計結果も

- これら3県分を除いたものとなっている。
- 12 「都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と職見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする」（第8条1項）。
- 13 「配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として（中略）児童を扶養していたことのあるもの」（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条4項）。
- 14 貸付対象者は配偶者のない女子または男子で現に扶養しているもの、寡婦、母子・父子福祉団体等。修学資金、医療介護資金、生活資金等、12種類の貸付金がある。
- 15 支給対象者は「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）」（「ひとり親家庭等の支援について」）。支給対象者本人の所得制限限度額は全部支給（41,020円/月）で130万円、一部支給（41,010円から9,680円まで/月）で365万円である（児童1人の場合/2014年10月現在）。
- 16 神奈川区にあるあおぞら保育園と港南区にある港南はるかぜ保育園の2か所で、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応している。
- 17 今回対象としたのは、泉佐野市、茨木市、吹田市、大東市、豊中市、富田林市、東大阪市、箕面市、八尾市の9つの市である。
- 18 2015年9月7日当日は預かりがなかったため。
- 19 父母どちらかが大阪大学教授員であれば利用可。
- 20 祝日と12月29日から1月3日までは休室。
- 21 別途消費税加算。また、1時間未満の端数は1時間に切り上げとなる。
- 22 感染症が疑われる子どもがいる場合、定員が2名以下となることもある。
- 23 「病児・病後児保育室利用登録申請書」に必要事項を記入し、メールまたは学内便にて申し込む。
- 24 「【対象者】①常勤教職員（教職員の職名及び職務内容等に関する要項第3条第1項別表第1に規定する職名を持つ者）②非常勤職員（教職員の職名及び職務内容等に関する要項第3条第2項別表第2に規定する職名を持つ者）注）日本学術振興会の特別研究員（PD、RPD）は、非常勤職員の範疇とする」。「大阪大学病児・病後児保育室あおぞらしおり」参照。
- 25 この基準改定では、入室時の体温に関しても、「38.5度以上の発熱は受入れ不可」から「39度以上」に変更されたが、入室時体温が基準外のため断った7月の事例に関しては、入室時体温が39.9度であったため、改定後の基準でも受入れは不可である。
- 26 大阪大学内にある保育園。2～5歳の子どもが利用対象。注27に記したとおり、まきば保育園は0～1歳の子どもを利用対象としている。
- 27 大阪大学内の保育園。0～1歳の子どもが利用対象。
- 28 平成26年10月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が発表した「ひとり親家庭等の支援について」参照。
- 29 稲葉昭英「ひとり親世帯と子どもの進学期待・学習状況」。「親と子の生活意識に関する調査」[内閣府2012]における分析の一つ。
- 30 「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」の4つ。
- 31 注29に同じ。
- 32 注29に同じ。
- 33 注29に同じ。
- 34 「親と子の生活意識に関する調査」では、相対的貧困層を以下のように定義している。「まず、平成22年度国民生活基礎調査における所得五分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比の値となる係数を算出。次に、同調査により、世帯人数別に貧困線を算出し、それぞれ対応する上記の係数を乗じることで、それぞれの貧困線の値に対応する世帯収入を概算。この世帯収入を下回る回答者からなる集計区分を本調査における相対的貧困層とした」（平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」Ⅱ相対的貧困について）。
- 35 藤原千沙「ひとり親／ふたり親世帯の格差と貧困の影響」。「親と子の生活意識に関する調査」[内閣府2012]における分析の一つ。
- 36 注29に同じ。
- 37 注35に同じ。
- 38 塾や習い事など学校外における活動に対して支払う教育費のこと。
- 39 学校教育費と学校給食費。
- 40 通常料金の場合、授業料は、週2コマで月額24,000円、週3コマでは36,000円となる。同様に、ひとり親家庭向けの料金の場合、週2コマで12,000円、週3コマで18,000円となる。

参考文献

《単行本・論文》

- 赤石千衣子 2014『ひとり親家庭』岩波書店
- 阿部彩 2008『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店
- 2014『子どもの貧困Ⅱ：解決策を考える』岩波書店
- 神原文子 2012『ひとり親家庭を支援するために』大阪大学出版会
- 子どもの貧困白書編集委員会編 2009『子どもの貧困白書』明石書店

- 駒崎弘樹 2011 『「社会を変える」を仕事にする：社会起業家という生き方』筑摩書房
- 杉本貴代栄 2004 『福祉社会のジェンダー構造』勁草書房
- 2012 『福祉社会の行方とジェンダー』勁草書房
- 竹信三恵子 2013 『家事労働ハラスメント：生きづらさの根にあるもの』岩波書店
- 原田泰 2015 『ベーシック・インカム』中央公論新社
- 山野良一 2008 『子どもの最貧国・日本：学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社
- 湯浅誠 2008 『反貧困：「すべり台社会」からの脱出』岩波書店
- 朝比奈朋子 2007 「生活保護世帯における女性就労の特徴について」『川村学園女子大学研究紀要』18巻2号(川村学園女子大学)
- 駒村康平 道中隆 丸山桂 2011 「被保護母子世帯における貧困の世代間連鎖と生活上の問題」『三田学会雑誌』103巻4号(慶應義塾経済学会)
- 佐藤哲彰 2011 「非常雇から正規雇への転換：母子世帯の母は不利なのか」『三田学会雑誌』103巻4号(慶應義塾経済学会)
- 清水冬樹 2014 「母子世帯の子どもへの支援に関する研究：生活保護受給母子世帯に対する自立支援プログラム開発を参考に」『福祉社会開発研究』6号(東洋大学福祉社会開発研究センター)
- 田宮遊子 2013 「現代社会のリスクと社会保障制度：母子世帯の問題に焦点をあてて」『学術の動向』18巻5号(日本学術協力財団)
- 吉田しおり 2013 「わが国における母子世帯と社会保障制度」『女性学評論』27号(神戸女学院大学)
- 余田翔平 2012 「子ども期の家族構造と教育達成格差：二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較」『家族社会学研究』24巻1号(日本家族社会学会)
- 《新聞記事》
- 「男女が生きる」、『朝日新聞』2014年7月26日朝刊2面
- 「男女が生きる」、『朝日新聞』2014年8月1日朝刊33面
- 「教育 2015「格差」を超えて」、『朝日新聞』2015年1月9日朝刊24面
- 「男児死亡、預けた2歳?」、『毎日新聞』2014年3月17日夕刊11面
- 「男児死亡、シッター逮捕へ」、『毎日新聞』2014年3月18日朝刊31面
- 「質問なるほドリ」、『毎日新聞』2014年3月19日朝刊3面
- 「社説—2歳児志望、放置できぬネット託児」、『毎日新聞』2014年3月19日朝刊5面
- 「男児死亡、2歳児窒息死の疑い」、『毎日新聞』2014年3月19日西部朝刊31面
- 「特集ワイド」、『毎日新聞』2014年5月9日朝刊2面
- 《参考HP》(2015年12月3日最終閲覧)
- 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>
- 総務省統計局 HP <http://www.stat.go.jp/index.htm>
- 内閣府 HP <http://www.cao.go.jp/>
- 横浜市 HP <http://www.city.yokohama.lg.jp/>
- 泉佐野市 HP <http://www.city.izumisano.lg.jp/>
- 茨木市 HP <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>
- 吹田市 HP <http://www.city.suita.osaka.jp/>
- 大東市 HP <http://www.city.daito.lg.jp/>
- 豊中市 HP <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
- 富田林市 HP <http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>
- 東大阪市 HP <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>
- 箕面市 HP <http://www.city.minoh.lg.jp/>
- 八尾市 HP <http://www.city.yao.osaka.jp/>